

掃海隊の編制に関する訓令

海上自衛隊訓令第4号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、掃海隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和29年7月1日

防衛庁長官 木村 篤太郎

掃海隊の編制に関する訓令

第1条 掃海隊は、次の各号のいずれかに掲げる自衛艦をもつて編成する。

- (1) 掃海艦又は掃海艇2以上及び掃海母艦1
- (2) 掃海艦又は掃海艇2以上
- (3) 掃海管制艇2以上

第2条 掃海隊の長は、掃海隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐又は2等海佐をもつて充てる。

3 司令は、地方総監、掃海隊群司令又は基地隊司令の指揮監督を受け、掃海隊の隊務を統括する。

附 則

1 この訓令は、昭和29年7月1日から施行する。

2 掃海隊の編成に関する訓令（昭和28年警備隊訓令第24号）は、廃止する。

附 則（昭和30年4月12日海上自衛隊訓令第19号）

この訓令は、昭和30年4月16日から施行する。

附 則（昭和30年6月1日海上自衛隊訓令第23号）

この訓令は、昭和30年6月3日から施行する。

附 則（昭和32年3月28日海上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、昭和32年4月10日から施行する。

附 則（昭和34年5月2日海上自衛隊訓令第15号）

この訓令は、昭和34年5月10日から施行する。

附 則（昭和34年7月22日海上自衛隊訓令第32号）

この訓令は、昭和34年8月1日から施行する。

附 則（昭和35年4月30日海上自衛隊訓令第18号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条）

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。

附 則（昭和35年9月27日海上自衛隊訓令第33号自衛艦籍の編入等に関する訓令の一部を改正する訓令附則第5項）（抄）

1 この訓令中、警備艦、掃海艦、敷設艦、警備艇、「ゆうちどり」、「おきちどり」、

掃海隊の編制に関する訓令

掃海母艦、敷設艇、特務艇に係る部分は昭和35年10月1日から、「ひらど」に係る部分は、昭和35年10月3日から、「ちはや」に係る部分は、昭和35年10月4日から施行する。

附 則（昭和36年6月12日海上自衛隊訓令第26号自衛隊法第15条、第16条及び第17条の2の改正に伴う海上自衛隊訓令の整理に関する訓令第2条）

この訓令は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則（昭和36年9月1日海上自衛隊訓令第50号自衛隊法施行令第15条から第22条の5までの改正に伴う海上自衛隊訓令の整理等に関する訓令第2条）

この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則（昭和45年9月28日海上自衛隊訓令第21号警備隊の編制に関する訓令附則3項）（抄）

1 この訓令は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日海上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、平成5年3月23日から施行する。

附 則（平成9年4月1日海上自衛隊訓令第20号）

この訓令は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成10年2月27日海上自衛隊訓令第4号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、平成10年3月23日から施行する。

附 則（平成28年防衛省訓令第47号任命権に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。